

「社会福祉法人による
利用者負担軽減事業」
実施のてびき

(令和7年12月版)

横浜市健康福祉局 高齢施設課

目 次

1 「社福軽減」の趣旨	2 ページ
2 軽減のしくみ	2 ページ
3 軽減実施法人	3 ページ
4 対象サービス	3 ページ
5 軽減対象者	4 ページ
6 軽減の実施と内容	6 ページ
(1) 利用者への軽減の実施		
(2) 対象費用と軽減率		
(3) 生活保護対象者について		
(4) 他制度との関係		
7 事業者が負担した軽減費用に対する補助金	17 ページ

**社会福祉法人による利用者負担軽減事業（社福軽減）に関する
お問合せ先**

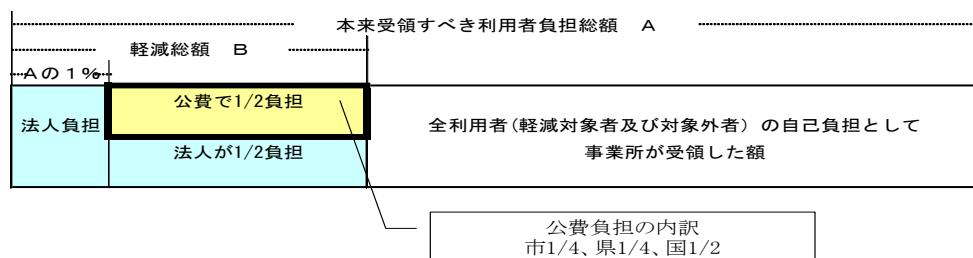
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市庁舎16階
横浜市健康福祉局高齢施設課（社会福祉法人による利用者負担軽減事業担当）
電話：045-671-4901

1 「社福軽減」の趣旨

横浜市は、厚生省通知（平成12年5月1日老発第474号）「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の別添2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」及び「社会福祉法人による利用者負担軽減事業実施要綱（平成12年4月1日制定 福高福第627号）」に基づき社福軽減の事業を実施しています。

この軽減は、低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とします。

また、法人が軽減の際に負担した費用の一部を、公費（市・県・国）で助成します。



※ 上図は居宅サービスの例です（特養の場合は、これに加え、BがAの10%を超えていれば超過分が全額公費負担）

※ 軽減総額(B)がAの1%を超えない場合は、公費助成はなく、全額法人の持ち出しとなります。

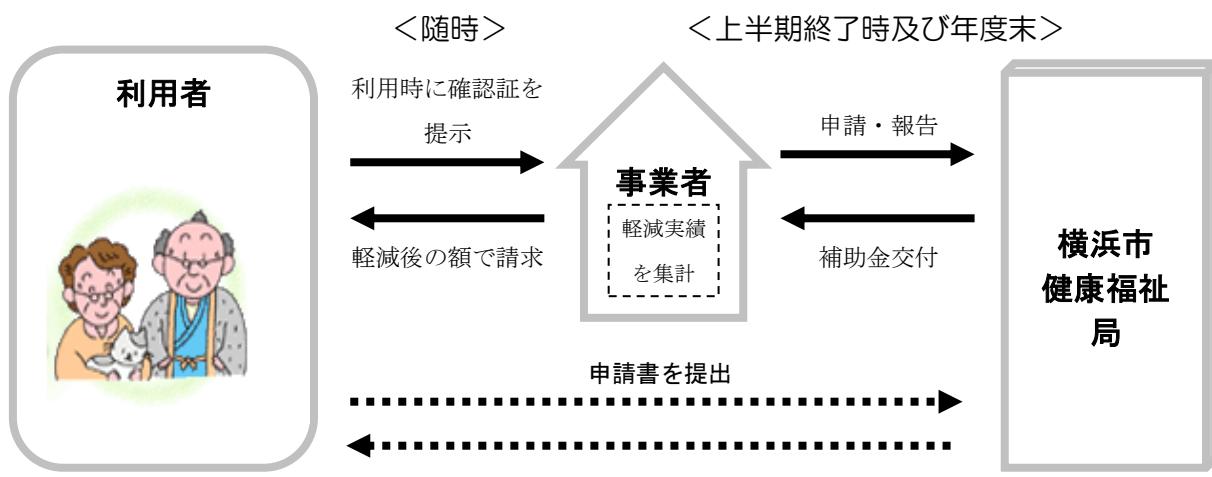
例えば、A=2,000,000、B=175,000の場合は、

$$[B - (A \text{の } 1\%)] \times 1/2 = 77,000 \text{ 円} \text{ (千円未満は切捨)} \text{ が助成されます。}$$

A=2,000,000、B=18,000の場合は、Aの1%（20,000円）を超ないので助成されません。

2 軽減のしくみ

事業者は、利用者に対しては、利用料を請求するときに随時軽減を実施（軽減後の額で請求）し、その実績（事業者が負担した分…つまり利用者から徴収しなかった分）を一年間（4～3月分）集計して、上半期終了時と年度末に、それぞれ横浜市へ補助金の交付申請と実績報告を行います。



3 軽減実施法人

社福軽減を実施し、補助金の助成対象となる事業所は、対象となる介護保険サービス（「4 対象サービス」のとおり）を実施しており、「社会福祉法人による利用者負担軽減実施申出書」により、神奈川県知事・横浜市長に申し出をした社会福祉法人が運営する事業所です。

実施の申し出は法人単位で行い、その法人が運営する全ての対象サービスについて軽減を実施します。

申出済みの法人が別に新規事業所を開設した場合には、その事業所においても開所時から軽減を実施することになります。その場合や名称変更等の際にも、同じ様式でお申し出ください。

4 対象サービス

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ② 通所介護
- ③ 短期入所生活介護（「横浜市生活支援ショートステイ事業」を含む）
- ④ 訪問介護（「横浜市在宅生活支援ホームヘルプ事業」を含む）
- ⑤ 介護予防短期入所生活介護
- ⑥ 介護予防認知症対応型通所介護
- ⑦ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑧ 夜間対応型訪問介護
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 認知症対応型通所介護
- ⑪ 地域密着型介護老人福祉施設
- ⑫ 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
- ⑬ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ⑭ 地域密着型通所介護
- ⑮ 第1号訪問事業のうち旧介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- ⑯ 第1号通所事業のうち旧介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

※ただし、生活保護受給者については、①③⑤⑪において、ユニット型個室・従来型個室を利用した場合の居住費（滞在費）のみ軽減対象。

5 軽減対象者

横浜市では、次のいずれかに該当する方を軽減対象としています。

第1号対象者

介護保険利用者負担段階が第1段階の者で、**市民税非課税世帯かつ次頁の別表1の要件1から4の全てに該当する方。**

第2号対象者

介護保険利用者負担段階が第2段階または第3段階の者で、**市民税非課税世帯かつ次頁の別表1の要件1から4の全てに該当する方。**

第3号対象者

介護保険利用者負担段階が第3段階の者で、**市民税非課税世帯かつ次頁の別表1の要件1から4に全てに該当する方。**

第4号対象者

介護保険利用者負担段階が第1段階及び第2段階の居住費の負担軽減が適用されなければ生活保護受給者となる方（境界層該当者）。

第5号対象者

平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日、令和2年10月1日又は令和5年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第1号、第2号、第3号又は第4号に該当する方。

生活保護対象者

生活保護受給者（介護保険の被保険者ではない被保護者を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている方。

別表 1

1 収入基準

アからエのいずれかに該当すること

	世帯状況	軽減対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の申請日の属する年中の収入金額の合計
ア	単身世帯	150万円以下
イ	2人世帯	200万円以下
ウ	3人世帯	250万円以下
エ	4人以上の世帯	250万円に、3人を超える世帯員1人につき50万円を加えた額以下

2 資産基準

アからエのいずれかに該当し、かつオにも該当すること

	世帯状況	軽減対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の所有する預貯金、現金及び有価証券の合計額
ア	単身世帯	350万円以下
イ	2人世帯	450万円以下
ウ	3人世帯	550万円以下
エ	4人以上の世帯	550万円に、3人を超える世帯員1人につき100万円を加えた額以下
オ	軽減対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居住用の土地（200m ² 以下）及び家屋以外の不動産を所有していないこと	

3 負担能力のある親族等に扶養されていないこと（税法上の被扶養者でないこと）

4 申請日の属する年度の前年度において介護保険料を滞納していないこと

6 軽減の実施と内容

(1) 利用者への軽減の実施

① 事業者は、利用者が対象サービスを利用する時に、「社会福祉法人による利用者負担軽減確認証（確認証）」を持っているか確認を行ってください。持っていない場合は提示してもらい、有効期間内か確認します。年度更新後（8月以降）は特にご注意ください。

なお、横浜市以外の市町村が発行した確認証であっても同様に軽減することができます。ただし、軽減内容や有効期間が異なる場合がありますので、確認証をよくご確認ください。

② 利用料を請求する際に、確認証に記載された減額割合で軽減を行い、請求します。他の制度との適用関係（優先順位：P. 7 (4) を参照）にご注意ください。

社会福祉法人による利用者負担懲戒認定	
被 害 者 者	番号
	性別
	氏名
	生年 月日
訪問履歴	
添削割合	
交付 年月日	
実行機関名 及び理	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
横浜市中区本町 6丁目50番地の10 横浜市長	
公印	

記載例

対象者サービス利用者負担 25%

食費・居住費 25%

(2) 対象費用と軽減率

利用者負担 ([A] 10%負担 [B] 食費 [C] 居住費) を、確認証に記載された減額割合で軽減します。原則として [A] 10%負担を 25%軽減 (50%の場合もあり)、[B] 食費 [C] 居住費を 25%軽減 (50%の場合もあり) します。

減額割合をかけて端数が生じたときは、利用者負担分を切り上げとします。

ただし、利用者負担第2段階（第3段階の場合もあり）の方が**介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）**を利用された場合は、高額介護サービス費で軽減を行うものとし、**[A] 10%負担は軽減対象外**とします。利用者負担第2段階（第3段階の場合もあり）の方には確認証の減額割合の欄に**「適用外あり」**を印字しますので、請求の際はご注意ください。（その他のサービスについては印字に關係なく、**[A] 10%負担も軽減対象となります。**）

また、特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象外となる方（負担限度額認定証をお持ちでない方）が介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を利用された場合には、食費・居住費が軽減対象外となります。

社会福祉法人による利用者負担軽減認証	
番号	
姓	
性別	
名	
姓 生年 月日	
訪問履歴	
調査報告	
交付 年月日	
銀行機関名 支店名	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
横浜市中区栄町 6丁目50番地の10 横浜市長	
公印	

こちらに「適用外あり」と印字されます。

(3) 生活保護対象者について

生活保護受給者のユニット型個室・従来型個室の居住費（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の滞在費を含む）に係る利用者負担の全額を軽減します。

(4) 他制度との関係

優先順位

- 1 特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）※
- 2 社福軽減
- 3 高額介護サービス費 ※
- 4 介護サービス自己負担助成 ※

※制度を利用するには、区役所保険年金課で申請する必要があります。

① 特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）

[B] 食費、[C] 居住費については補足給付が優先的に適用されます。補足給付の利用者負担限度額に軽減を行います。

② 社福軽減

[A] 10%負担と補足給付適用後の[B] 食費、[C] 居住費の金額（利用者負担限度額）を軽減します。

③ 高額介護サービス費

社福軽減を実施後も、利用料の自己負担の上限額を超える場合は、高額介護サービス費を支給します。（対象となるのは介護（介護予防）サービス、施設サービス（部屋代・食費を除く）、地域密着型（介護予防）サービスの利用に係る自己負担分で福祉用具購入、住宅改修における自己負担分は除く）

高額介護サービス費の限度額は、利用者負担段階第1、2段階が15,000円、第3段階が24,600円となります。

(4) 介護サービス自己負担助成のうち、在宅サービス自己負担助成（この手引きでは「在宅助成」と略します。）

【介護保険在宅サービス実施事業所のうち、社福軽減を実施している事業所の場合】

社福軽減が優先的に適用されます。

在宅助成の第2・3段階助成者は、[A] 10%負担→5%が軽減されるので、社福軽減で2.5%分 ($10\% \times 25/100$) 軽減を行い、残り2.5%分を在宅助成で適用します。

第1段階助成者は、[A] 10%負担→7%が軽減されるので、5%分 ($10\% \times 50/100$) は社福軽減、残りの2%は在宅助成で適用します。第1・2・3段階助成者とも、軽減後の[A]が一定額を超えた場合は、在宅助成の定額助成が適用されます。

計算例

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設】

[A] 10%負担…社福軽減により確認証に記載された減額割合に応じて軽減。

※ただし、負担限度額認定証が第2段階（第3段階の場合もあり）の者については軽減対象外です。

[B] 食費…負担限度額から確認証に記載された減額割合に応じて軽減。

※ただし、特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象外となる方（負担限度額認定証をお持ちでない方）は軽減対象外です。

[C] 居住費…負担限度額から確認証に記載された減額割合に応じて軽減。

※ただし、特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象外となる方（負担限度額認定証をお持ちでない方）は軽減対象外です。

例1

特養（多床室）に本入所しているaさん（利用者負担第3段階（「適用外あり」の印字なし）、高額介護サービス費の上限月額24,600円）の1か月（30日）の介護サービス費（10割）が300,000円、食費が19,500円（日額650円）、居住費12,900円（日額430円）の場合

$$\blacksquare \text{保険給付 } 300,000 \times 90\% = 270,000$$

$$\blacklozenge \text{軽減① 社福軽減 介護サービス費 } 30,000 \times 25/100 = 7,500$$

$$\text{食費 } 19,500 \times 25/100 = 4,875$$

$$\text{居住費 } 12,900 \times 25/100 = 3,225$$

$$\blacklozenge \text{軽減② 高額介護サービス費 } (300,000 - \blacksquare 270,000 - \blacklozenge 7,500) - 24,600 \leq 0$$

$$\bullet \text{本人負担 } (300,000 - \blacksquare 270,000 - \blacklozenge 7,500) + (19,500 - \blacklozenge 4,875)$$

$$+ (12,900 - \blacklozenge 3,225) = 46,800$$

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

例2

特養（ユニット型）に本入所しているbさん（利用者負担第2段階、高額介護サービス費の上限月額15,000円）の1か月（30日）の介護サービス費（10割）が300,000円、食費が11,700円（日額390円）、居住費26,400円（日額880円）の場合

$$\blacksquare \text{保険給付 } 300,000 \times 90\% = 270,000$$

$$\blacklozenge \text{軽減① 社福軽減 介護サービス費 軽減対象外}$$

$$\text{食費 } 11,700 \times 25/100 = 2,925$$

$$\text{居住費 } 26,400 \times 25/100 = 6,600$$

$$\blacklozenge \text{軽減② 高額介護サービス費 } (300,000 - \blacksquare 270,000) - 15,000 = 15,000$$

※後日、利用者へ償還されるため、施設請求時には影響しない。

$$\bullet \text{本人負担 } (300,000 - \blacksquare 270,000) + (11,700 - \blacklozenge 2,925) + (26,400 - \blacklozenge 6,600)$$

$$= 58,575 \text{ 【施設請求時】}$$

※高額介護サービス費の償還払い後、最終的な本人負担は43,575円となります。

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

例 3

特養（従来型個室）に本入所しているcさん（利用者負担第1段階、高額介護サービス費の上限月額15,000円）の1か月（30日）の介護サービス費（10割）が300,000円、食費が9,000円（日額300円）、居住費11,400円（日額380円）の場合

$$\blacksquare \text{保険給付 } 300,000 \times 90\% = 270,000$$

$$\blacklozenge \text{軽減① 社福軽減 介護サービス費 } 30,000 \times 50/100 = 15,000$$

$$\text{食費 } 9,000 \times 50/100 = 4,500$$

$$\text{居住費 } 11,400 \times 50/100 = 5,700$$

$$\blacklozenge \text{軽減② 高額介護サービス費 } (300,000 - \blacksquare 270,000 - \blacklozenge 15,000) - 15,000 \leq 0$$

$$\bullet \text{本人負担 } (300,000 - \blacksquare 270,000 - \blacklozenge 15,000) + (9,000 - \blacklozenge 4,500)$$

$$+ (11,400 - \blacklozenge 5,700) = 25,200$$

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

例 4

特養（ユニット型個室）に本入所しているdさん（生活保護受給者、利用者負担第1段階、高額介護サービス費の上限月額15,000円）の1か月（30日）の介護サービス費（10割）が300,000円、食費が9,000円（日額300円）、居住費26,400円（日額880円）の場合

$$\blacksquare \text{保険給付 } 300,000 \times 90\% = 270,000$$

$$\blacklozenge \text{軽減① 社福軽減 介護サービス費 } \left. \begin{array}{l} \text{食費} \\ \text{宿泊費} \end{array} \right\}$$

生活保護からの支給。
施設が国保連へ請求を行う
ので利用者負担はなし。

$$\text{宿泊費 } 26,400 \times 100/100 = 26,400$$

$$\bullet \text{本人負担 } (26,400 - \blacklozenge 26,400) = 0$$

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

例 5

特養（ユニット型個室）に本入所しているeさん（生活保護受給者、介護保険の被保険者ではない 65歳未満の被保護者でHから始まる番号の証を持っている）1か月（30日）の介護サービス費（10割）が300,000円、食費が43,350円（日額1,445円）、居住費61,980円（日額2,066円）の場合

※生活保護受給者の特定入所者介護（予防）サービス費に相当する居住費差額分は介護扶助を適用。居住費26,400円（日額880円）

■介護扶助 居住費 $2,066 - 880$ (第一段階相当) $\times 30$ (日) = 35,580

◆軽減① 社福軽減 介護サービス費
食費

}

生活保護からの支給。
施設が国保連へ請求を行う
ので利用者負担はなし。

宿泊費 $26,400 \times 100 / 100 = 26,400$

●本人負担 $61,980 - ■ 35,580 - ◆ ① 26,400 = 0$

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

例 6

特養（ユニット型個室）に本入所しているfさん（利用者負担第3段階（「適用外あり」の印字なし）、高額介護サービス費の上限月額24,600円、特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象外）の1か月（30日）の介護サービス費（10割）が300,000円、食費が43,350円（日額1,445円）、居住費61,980円（日額2,066円）の場合。

■保険給付 $300,000 \times 90\% = 270,000$

◆軽減① 社福軽減 介護サービス費 $30,000 \times 25 / 100 = 7,500$

食費 軽減対象外

宿泊費 軽減対象外

◆軽減② 高額介護サービス費 $(300,000 - ■ 270,000 - ◆ ① 7,500) - 24,600 \leq 0$

●本人負担 $(300,000 - ■ 270,000 - ◆ ① 7,500) + 43,350 + 61,980 = 127,830$

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

- [A] 10%負担…社福軽減により確認証に記載された減額割合に応じて軽減。
 ※ただし、負担限度額認定証が第2段階（第3段階の場合もあり）の者については軽減対象外です。
- [B] 食費…社福軽減により確認証に記載された減額割合に応じて軽減。
- [C] 宿泊費…社福軽減により確認証に記載された減額割合に応じて軽減。

例7

「社福軽減・在宅助成（助成率7/100）」の証を持っているgさん（利用者負担第1段階、高額介護サービス費の上限月額15,000円）が小規模多機能型居宅介護を利用した時の介護サービス費（10割）が200,000円、食費が3,000円、宿泊費8,200円の場合

$$\begin{aligned} \text{■保険給付} & 200,000 \times 90\% = 180,000 \\ \text{◆軽減① 社福軽減 介護サービス費} & 20,000 \times 50/100 = 10,000 \text{ (社福)} \\ \text{食費} & 3,000 \times 50/100 = 1,500 \\ \text{宿泊費} & 8,200 \times 50/100 = 4,100 \\ \text{◆軽減② 高額介護サービス費} & (200,000 - \blacksquare 180,000 - \blacklozenge 10,000) - 15,000 \leq 0 \\ \text{在宅助成} & (200,000 \times 7\%) - 10,000 \text{ (社福)} = 4,000 \end{aligned}$$

※後日、利用者へ償還されるため、施設請求時には影響しない。

$$\begin{aligned} \text{●本人負担} & (200,000 - \blacksquare 180,000 - \blacklozenge 10,000) + (3,000 - \blacklozenge 1,500) \\ & + (8,200 - \blacklozenge 4,100) = 15,600 \text{ 円【施設請求時】} \end{aligned}$$

※在宅助成の償還払い後、最終的な本人負担は11,600円となります。

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

例8

「社福軽減・在宅助成（助成率5/100）」の証を持っているhさん（利用者負担第2段階、高額介護サービス費の上限月額15,000円）が小規模多機能型居宅介護を利用した時の介護サービス費（10割）が200,000円、食費が3,200円、宿泊費8,200円の場合

$$\begin{aligned} \text{■保険給付} & 200,000 \times 90\% = 180,000 \\ \text{◆軽減① 社福軽減 介護サービス費 軽減対象としない} & \\ \text{食費} & 3,200 \times 25/100 = 800 \\ \text{居住費} & 8,200 \times 25/100 = 2,050 \\ \text{◆軽減② 高額介護サービス費} & (200,000 - \blacksquare 180,000) - 15,000 = 5,000 \\ \text{在宅助成} & (200,000 \times 5\%) = 10,000 \\ \text{●本人負担} & (200,000 - \blacksquare 180,000) + (3,200 - \blacklozenge 800 \text{ 円}) \\ & + (8,200 - \blacklozenge 2,050) = 28,550 \text{ 円【施設請求時】} \end{aligned}$$

※高額介護サービス費と在宅助成の償還払い後、最終的な本人負担は18,550円となります。

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

例9

「社福軽減・在宅助成（助成率 5/100）」の証を持っている i さん（利用者負担第3段階（「適用外あり」の印字なし）、高額介護サービス費の上限月額 24,600 円）が小規模多機能型居宅介護を利用した時介護サービス費（10割）が 200,000 円、食費が 3,200 円、居住費 8,200 円の場合

$$\begin{aligned}
 &\blacksquare \text{保険給付 } 200,000 \times 90\% = 180,000 \\
 &\blacklozenge \text{軽減① 社福軽減 介護サービス費 } 20,000 \times 25/100 = 5,000 \text{ (社福)} \\
 &\quad \text{食費} \quad 3,200 \times 25/100 = 800 \\
 &\quad \text{居住費} \quad 8,200 \times 25/100 = 2,050 \\
 &\blacklozenge \text{軽減② 高額介護サービス費 } (200,000 - 180,000 - \blacklozenge ① 5,000) - 24,600 \leq 0 \\
 &\quad \text{在宅助成 } (200,000 \times 5\%) - 5,000 \text{ (社福)} = 5,000 \\
 &\bullet \text{本人負担 } (200,000 - \blacksquare 180,000 - \blacklozenge ① 5,000) + (3,200 - \blacklozenge ① 800 \text{ 円}) \\
 &\quad + (8,200 - \blacklozenge ① 2,050) = 23,550 \text{ 円【施設請求時】}
 \end{aligned}$$

※在宅助成の償還払い後、最終的な本人負担は 18,550 円となります。

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

- [A] 10%負担…社福軽減により確認証に記載された減額割合に応じて軽減。
- [B] 食費…負担限度額から確認証に記載された減額割合に応じて軽減。
- [C] 滞在費、宿泊費…負担限度額から確認証に記載された減額割合に応じて軽減。

例10

「社福軽減・在宅助成（助成率 7/100）」の証を持っている j さん（利用者負担第1段階、高額介護サービス費の上限月額 15,000 円）が特養のユニット型個室に 10 日間シヨートステイした 10 日分の介護サービス費（10割）が 100,000 円、食費が 3,000 円（日額 300 円）、滞在費 8,800 円（日額 880 円）の場合

$$\begin{aligned}
 &\blacksquare \text{保険給付 } 100,000 \times 90\% = 90,000 \\
 &\blacklozenge \text{軽減① 社福軽減 介護サービス費 } 10,000 \times 50/100 = 5,000 \text{ (社福)} \\
 &\quad \text{食費} \quad 3,000 \times 50/100 = 1,500 \\
 &\quad \text{滞在費} \quad 8,800 \times 50/100 = 4,400 \\
 &\blacklozenge \text{軽減② 高額介護サービス費 } (100,000 - \blacksquare 90,000 - \blacklozenge ① 5,000) - 15,000 \leq 0 \\
 &\quad \text{在宅助成 } (100,000 \times 7\%) - 5,000 \text{ (社福)} = 2,000 \\
 &\bullet \text{本人負担 } (100,000 - \blacksquare 90,000 - \blacklozenge ① 5,000) + (3,000 - \blacklozenge ① 1,500) \\
 &\quad + (8,800 - \blacklozenge ① 4,400) = 10,900 \text{ 円【施設請求時】}
 \end{aligned}$$

※在宅助成の償還払い後、最終的な本人負担は 8,900 円となります。

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

例 11

「社福軽減・在宅助成（助成率 5/100）」の証を持っている k さん（利用者負担第 2 段階、高額介護サービス費の上限月額 15,000 円）が特養のユニット型個室に 10 日間ショートステイした 10 日分の介護サービス費（10 割）が 100,000 円、食費負担が 6,000 円（日額 600 円）、滞在費 8,800 円（日額 880 円）の場合

■保険給付 $100,000 \times 90\% = 90,000$

◆軽減① 社福軽減 介護サービス費 $10,000 \times 25/100 = 2,500$ （社福）

食費 $6,000 \times 25/100 = 1,500$

滞在費 $8,800 \times 25/100 = 2,200$

◆軽減② 高額介護サービス費 $(100,000 - ■90,000 - ◆①2,500) - 15,000 \leq 0$

在宅助成 $(100,000 \times 5\%) - 2,500$ （社福） $= 2,500$

●本人負担 $(100,000 - ■90,000 - ◆①2,500) + (6,000 - ◆①1,500$ 円）

$+ (8,800 - ◆①2,200) = 18,600$ 円【施設請求時】

※在宅助成の償還払い後、最終的な本人負担は 16,100 円となります。

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

例 12

「社福軽減・在宅助成（助成率 5/100）」の証を持っている l さん（利用者負担第 2 段階、高額介護サービス費の上限月額 15,000 円、特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象外）が特養のユニット型個室に 10 日間ショートステイした 10 日分の介護サービス費（10 割）が 100,000 円、食費負担が 14,450 円（日額 1,445 円）、滞在費 20,660 円（日額 2,066 円）の場合

■保険給付 $100,000 \times 90\% = 90,000$

◆軽減① 社福軽減 介護サービス費 $10,000 \times 25/100 = 2,500$ （社福）

食費 軽減対象外

居住費 軽減対象外

◆軽減② 高額介護サービス費 $(100,000 - ■90,000 - ◆①2,500) - 15,000 \leq 0$

在宅助成 $(100,000 \times 5\%) - 2,500$ （社福） $= 2,500$

●本人負担 $(100,000 - ■90,000 - ◆①2,500) + 14,450 + 20,660$

$= 42,610$ 円【施設請求時】

※在宅助成の償還払い後、最終的な本人負担は 40,110 円となります。

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

【通所介護・訪問介護等】

[A] 10%負担…社福軽減により確認証に記載された減額割合に応じて軽減。

[B] 食費…社福軽減により確認証に記載された減額割合に応じて軽減。

例 13

「社福減免・在宅助成（助成率 5/100）」の証を持っている m さん（高額介護サービス費の上限月額 15,000 円）の通所介護の 1か月の介護サービス費（10 割）が 180,000 円、食費が 20,000 円の場合

$$\blacksquare \text{保険給付 } 180,000 \times 90\% = 162,000$$

$$\blacklozenge \text{軽減① 社福軽減 介護サービス費 } 18,000 \times 25/100 = 4,500 \text{ (社福)}$$

$$\text{食費 } 20,000 \times 25/100 = 5,000$$

$$\blacklozenge \text{軽減② 高額介護サービス費 } (180,000 - 162,000) - \blacklozenge \text{①} 4,500 - 15,000 \leq 0$$

$$\text{在宅助成 } (180,000 \times 5\%) - 4,500 \text{ (社福)} = 4,500$$

$$\bullet \text{本人負担 } (180,000 - \blacksquare 162,000 - \blacklozenge \text{①} 4,500)$$

$$+ (20,000 - \blacklozenge \text{①} 5,000) = 28,500 \text{ 【施設請求時】}$$

※在宅助成の償還払い後、最終的な本人負担は 24,000 円となります。

《注意》

事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。

例 14

「社福減免・在宅助成（助成率 7/100）」の証を持っている n さん（高額介護サービス費の上限月額 15,000 円）の訪問介護の 1か月の介護サービス費（10 割）が 50,000 円の場合

$$\blacksquare \text{保険給付 } 50,000 \times 90\% = 45,000$$

$$\blacklozenge \text{軽減① 社福軽減 } 5,000 \times 50/100 = 2,500 \text{ (社福)}$$

$$\blacklozenge \text{軽減② 高額介護サービス費 } (50,000 - 45,000) - \blacklozenge \text{①} 2,500 - 15,000 \leq 0$$

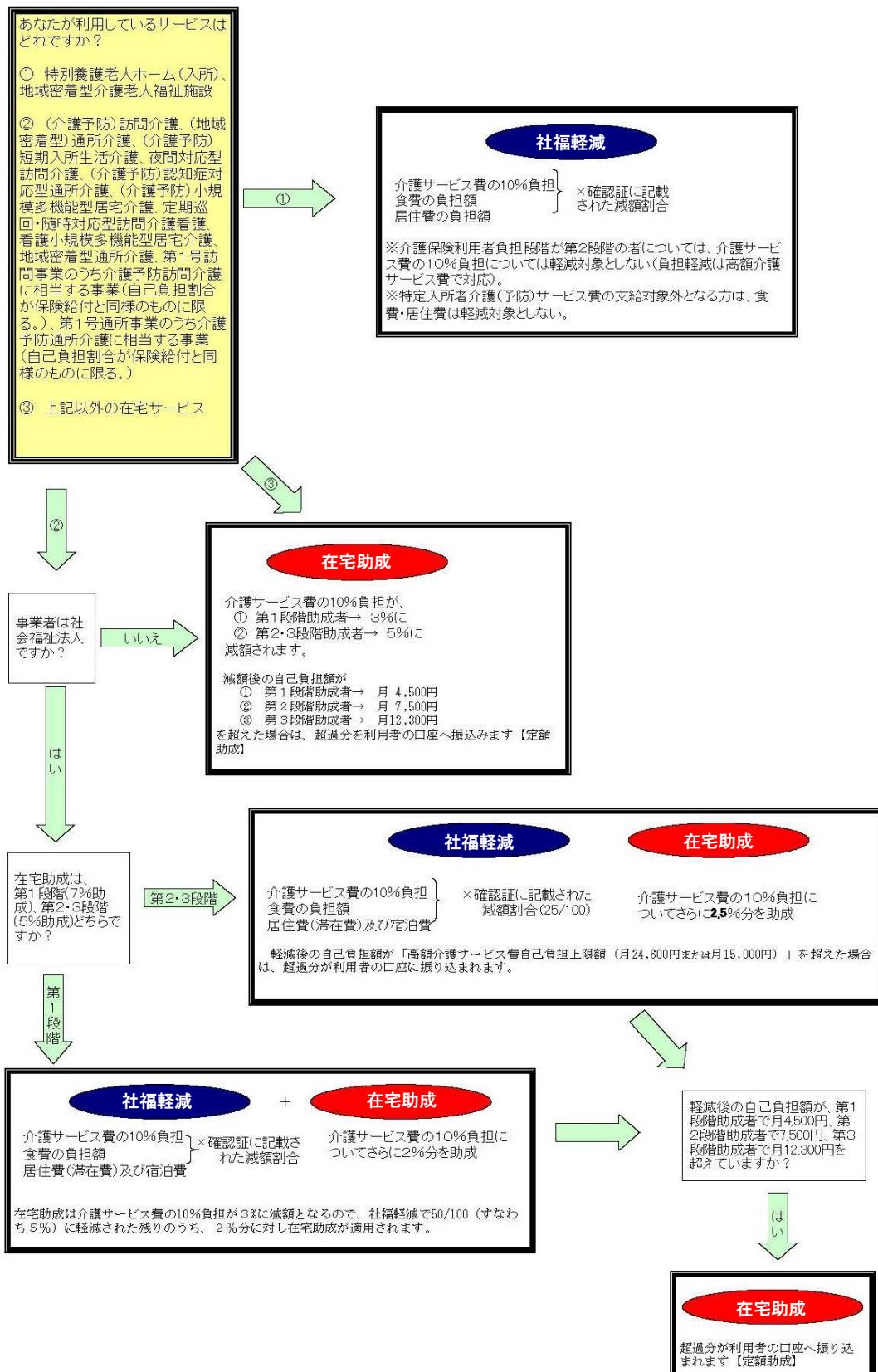
$$\text{在宅助成 } (50,000 \times 7\%) - 2,500 \text{ (社福)} = 1,000$$

$$\bullet \text{本人負担 } 50,000 - \blacksquare 45,000 - \blacklozenge \text{①} 2,500 = 2,500 \text{ 【施設請求時】}$$

※在宅助成の償還払い後、最終的な本人負担は 1,500 円となります。

《注意》

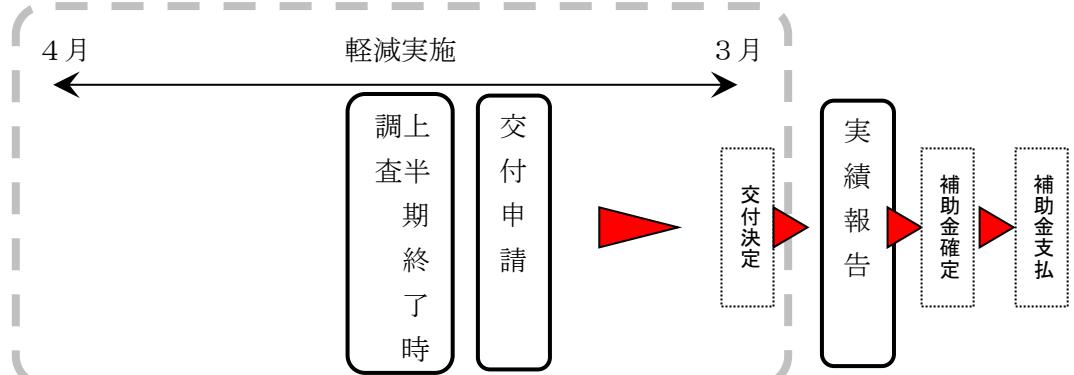
事業所では、◆①のみを社福軽減実績として計上します。



※生活保護対象者を除く。

7 事業者が負担した軽減実績に対する補助金

補助金は、4月から3月分で算定します。



① 軽減実績（事業者が負担している額）を、サービスごと、対象者ごとに集計しておきます。

② 年度途中に「補助金見込調査（上半期終了時調査）」を行います。その時点の実績とともに、1年間の軽減実施見込みを推計し、補助金の見込額を報告していただきます。

総括表											
特別審議老人ホーム □□□											
項目	A 本来受領すべき利用者負担額 (全所員)	B 軽減額 (実人員数)人	C 10%相当額 (A×0.1)	D 全額公費分 (B-C)	E 捜除額 (A×0.01)	F 1/2 公費分 1%相当額 ※1 (B-E)×0.5 ※2 (B-E)×0.5 ※3 (B-E)=0	G 助成額 (円) (D+F)	H 助成請求額 (円) (D+F)	I	J	K
介護福祉施設サービス (A数)	A 1 87,988,738	B 1 1,944,932	C 1 8,798,873	D 1 0	E 1 879,887	F 1 532,522	G 1 532,522	H 1 532,000			
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護 (人數)	A 2 0	B 2 0	C 2 0	D 2 0	E 2 0	F 2 0	G 2 0	H 2 0			
全利用者（軽減対象 者以外も含む）に対 して請求する 10 % (又は 20%) 負担・ 食費・居住費（軽減対 象者は軽減前の金 額）の合計を記入。（4 ～9月分×2倍）	87,988,738	B 3 944,932 (11人)	C 3 0	D 3 0	E 3 879,887	F 3 532,522	G 3 532,522	H 3 532,000			
軽減実績（調査対象期 間の実績・見込）											
（人數）	A 1.9 0	B 1.9 0	C 1.9 0	D 1.9 0	E 1.9 0	F 1.9 0	G 1.9 0	H 1.9 0			
介護予防認知症対応型 通所介護 (人數)	A 1.4 0	B 1.4 0	C 1.4 0	D 1.4 0	E 1.4 0	F 1.4 0	G 1.4 0	H 1.4 0			
介護予防小規模多機能 型居宅介護 (人數)	A 1.6 0	B 1.6 0	C 1.6 0	D 1.6 0	E 1.6 0	F 1.6 0	G 1.6 0	H 1.6 0			
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 (人數)	A 1.6 0	B 1.6 0	C 1.6 0	D 1.6 0	E 1.6 0	F 1.6 0	G 1.6 0	H 1.6 0			
複数小規模多機能型居 宅介護 (人數)	A 1.6 0	B 1.6 0	C 1.6 0	D 1.6 0	E 1.6 0	F 1.6 0	G 1.6 0	H 1.6 0			
第1号訪問事業 (人數)	A 1.7 0	B 1.7 0	C 1.7 0	D 1.7 0	E 1.7 0	F 1.7 0	G 1.7 0	H 1.7 0			
第1号通所事業 (人數)	A 1.8 0	B 1.8 0	C 1.8 0	D 1.8 0	E 1.8 0	F 1.8 0	G 1.8 0	H 1.8 0			
計	A 1.9 0	B 1.7 0	C 1.7 0	D 1.7 0	E 1.7 0	F 1.7 0	G 1.7 0	H 1.7 0			
E 軽減合計 (B 3+1.7)	1,944,932			1,412,932			532,000				

(表中の※の説明)

*1 軽減額が10%相当額より小さいときはF1～2に「0」を記入する。

*2 軽減額が10%相当額より大きいときに使用する計算式

*3 軽減額が10%相当額より小さいときに使用する計算式

*4 軽減額が10%相当額より大きいときに使用する計算式

*5 軽減額が1%相当額より大きいときはF3～1.6に「0」を記入する。

*6 軽減額が1%相当額より小さいときはF3～1.6に「0」を記入する。

*7 軽減額が1%相当額より大きいときはF3～1.6に「0」を記入する。

*8 表中1軽減額合計から様式1、10号のB2と様式1～13号のD2～F2及び様式1～6号のC2、D2の合計を引いた額を記入する。

③ 上半期終了時調査の結果で「補助金あり（見込）」となった事業者は、その額（この例では 532,000 円）で補助金交付申請書を作成し提出します。

横浜市以外が発行した証により軽減を行った場合には、当該市町村の方法（様式）により申請します。なお、横浜市は独自の方法を探っていますので、その他の市町村の軽減及び補助金算定については当該市町村へお問合せください。

④ 年度終了後（4月）に軽減実績を確定させ報告します。

実績報告書には確定した補助金額（この例では 486,000 円）を記入し、請求書類も作成します。

総括表									
特別養護老人ホーム ○○○									
項目	A	B	C	D	E	F	G	H	
介護福祉施設サービス (人數)	A 1 88,258,145	B 1 1,854,652 (10人)	C 1 8,25,814 (A×0,1)	D 1 0 ※1 (B-C)=0 ※2 (B-C) ※3 (A×0,01)	E 1 882,581 (A×0,01)	F 1 486,035 ※4 (C-E)×0.5 ※5 (B-E)=0 ※6 (D+F)	G 1 486,035 ※7 (D+F)	H 1 486,000 ※8 (D+F)	
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護 (人數)	A 2 258,145	B 2 0 (0人)	C 2 0 (A×0,1)	D 2 0 ※9 (B-C)	E 2 0 ※10 (A×0,01)	F 2 0 ※11 (C-E)×0.5 ※12 (B-E)=0 ※13 (D+F)	G 2 0 ※14 (D+F)	H 2 0 ※15 (D+F)	
計	A 3 258,145	B 3 1, (0人)	C 3 0 (A×0,1)	D 3 0 ※16 (B-C)	E 3 882,581 ※17 (A×0,01)	F 3 486,035 ※18 (C-E)×0.5 ※19 (B-E)=0 ※20 (D+F)	G 3 486,035 ※21 (D+F)	H 3 486,000 ※22 (D+F)	
項目	A	B	C	D	E	F	G	H	
訪問介護 (人數)	A 4	B 4 0 (0人)	C 4 0 (A×0,1)	D 4 0 ※23 (B-C)	E 4 0 ※24 (A×0,01)	F 4 0 ※25 (D+E-A)=0 ※26 (D+F)	G 4 0 ※27 (D+F)	H 4 0 ※28 (D+F)	
通所介護 (人數)	A 5	B 5 0 (0人)	C 5 0 (A×0,1)	D 5 0 ※29 (B-C)	E 5 0 ※30 (A×0,01)	F 5 0 ※31 (D+E-A)=0 ※32 (D+F)	G 5 0 ※33 (D+F)	H 5 0 ※34 (D+F)	
軽減対象者以外も 合わせた、全利用 者分の 10%（又は 20%）負担+食費 +居住費（軽減對 象者は軽減前の金 額）（4月～翌年3 月分の実績） (人數)	A 6 0 (0人)	B 6 0 (0人)	C 6 0 (A×0,1)	D 6 0 ※35 (B-C)	E 6 0 ※36 (A×0,01)	F 6 0 ※37 (D+E-A)=0 ※38 (D+F)	G 6 0 ※39 (D+F)	H 6 0 ※40 (D+F)	
定期巡回・随時対応型 訪問介護者数 (人數)	A 7 0 (0人)	B 7 0 (0人)	C 7 0 (A×0,1)	D 7 0 ※41 (B-C)	E 7 0 ※42 (A×0,01)	F 7 0 ※43 (D+E-A)=0 ※44 (D+F)	G 7 0 ※45 (D+F)	H 7 0 ※46 (D+F)	
看護小規模機能型居 宅介護 (人數)	A 8 0 (0人)	B 8 0 (0人)	C 8 0 (A×0,1)	D 8 0 ※47 (B-C)	E 8 0 ※48 (A×0,01)	F 8 0 ※49 (D+E-A)=0 ※50 (D+F)	G 8 0 ※51 (D+F)	H 8 0 ※52 (D+F)	
第1号訪問事業 (人數)	A 9 0 (0人)	B 9 0 (0人)	C 9 0 (A×0,1)	D 9 0 ※53 (B-C)	E 9 0 ※54 (A×0,01)	F 9 0 ※55 (D+E-A)=0 ※56 (D+F)	G 9 0 ※57 (D+F)	H 9 0 ※58 (D+F)	
第1号通所事業 (人數)	A 10 0 (0人)	B 10 0 (0人)	C 10 0 (A×0,1)	D 10 0 ※59 (B-C)	E 10 0 ※60 (A×0,01)	F 10 0 ※61 (D+E-A)=0 ※62 (D+F)	G 10 0 ※63 (D+F)	H 10 0 ※64 (D+F)	
計	A 11 0 (0人)	B 11 0 (0人)	C 11 0 (A×0,1)	D 11 0 ※65 (B-C)	E 11 0 ※66 (A×0,01)	F 11 0 ※67 (D+E-A)=0 ※68 (D+F)	G 11 0 ※69 (D+F)	H 11 0 ※70 (D+F)	
軽減合計 (B 3+B 17)	1,854,652 (13人)	1,345,652 (14号～16号のC 2、D 2)							486,000

(表中の※の説明)

※1 軽減額が10%相当額より小さいときはD 1～2に「0」を記入する。

※2 軽減額が10%相当額より大きいときはD 1～2に「1」を記入する。

※3 軽減額が10%相当額より大きいときに使用する計算式。

※4 軽減額が10%相当額より大きいときに使用する計算式。

※5 軽減額が10%相当額より大きいときはF 1～2に「0」を記入する。

※6 軽減額が1%相当額より大きいときに使用する計算式。

※7 軽減額が1%相当額より小さいときはF 3～16に「0」を記入する。

補助金額

(実績報告書・
請求書類はこの
額で作成しま
す。)

第4号様式

補助金実績報告書

令和**年**月**日

(申請先) 横浜市長

住所 横浜市中区港町 999
法人名 社会福祉法人 港会
代表者職氏名 理事長 横浜 太郎

理事
長印

令和**年**月**日に横浜市健高施第〇〇号で交付決定を受けた標記補助金に係る実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 申請金 金 486,000 円
- 2 関係書類
-

⑤ 横浜市は、③の事業者に対し、④で確定した額の補助金を交付します。

補助金算定方法（例）

◎ 留意事項（全サービス共通）

- ・ **A**本来受領すべき利用者負担総額には、軽減対象でない人も含めた全利用者の利用者負担（10%（又は20%）負担・食費・居住費（滞在費、宿泊費））を入れます。軽減対象者分は軽減前の額で計上、未納があっても受領したものとして計上します。
- ・ **B**軽減総額には、事業者が負担した分（例：デイ10%負担が949円の場合、475円が本人負担、474円が事業者負担）の対象期間ごとの金額（上半期終了時調査では4月～9月分の見込額、実績調査では4～3月分の実績額）を入れます。

《全サービス共通の注意事項》

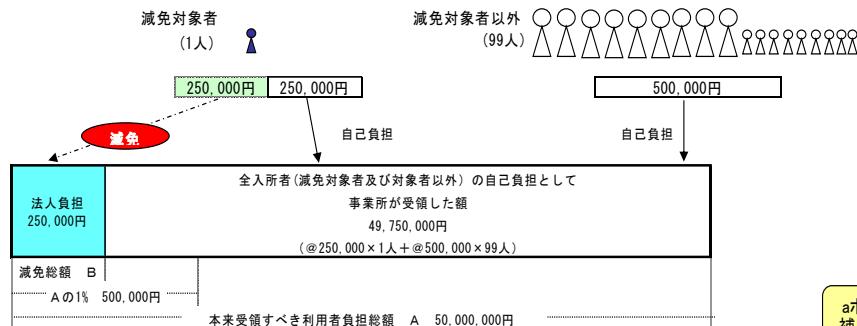
※ 次項からの例では、計算式をわかりやすくするため、全員、第1号対象者で利用者負担割合を1割と想定し、数値を代入していますが、実際には利用者ごとに金額が異なり、入退所等の人数の増減もあるので、実績の金額で計算することになります。

★ 特養、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の場合

★ 特養、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の場合

例1

- 特養aホームでは、入所者100人のうち1人が減免対象者
- 一人あたりの利用者負担（10%負担・食費・居住費の合計）が500,000円（軽減前）



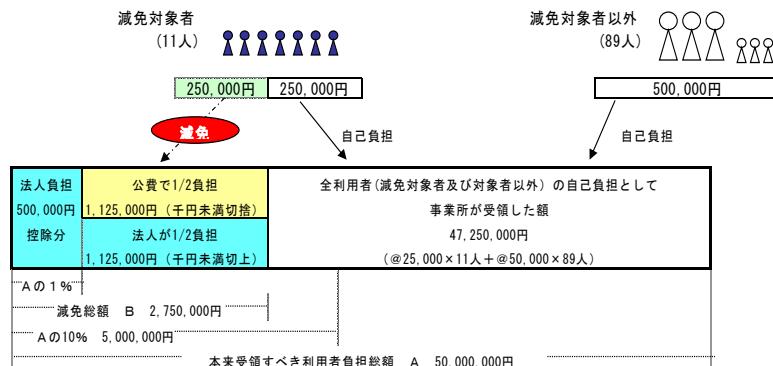
補助要綱【第2号様式の13】の記入例

	A 本来受領すべき利用者負担総額(全入所者)	B 軽減額(実人員数)人	C 10%相当額(A×0.1)	D 全額公費分※1(B-C)=0※2(B-C)	E 控除額 1%相当額(A×0.01)	F 1/2公費分※3(B-E)×0.5※4(C-E)×0.5※5(B-E)=0	G 助成額(円)(D+F)	H 助成請求額(千円)(D+F)
介護福祉施設サービス(人数)	A1 50,000,000	B1 250,000 1人	C1 5,000,000	D1 0	E1 500,000	F1 0	G1 0	H1 0

=A1×0.1
=B1>C1
=A1×0.01
=B1>D1
=D1+F1
法人負担額 (B-G) 250,000

例2

- 特養cホームでは、入所者100人のうち11人が減免対象者
- 一人あたりの利用者負担（10%負担・食費・居住費の合計）が500,000円（軽減前）



補助要綱【第2号様式の13】の記入例

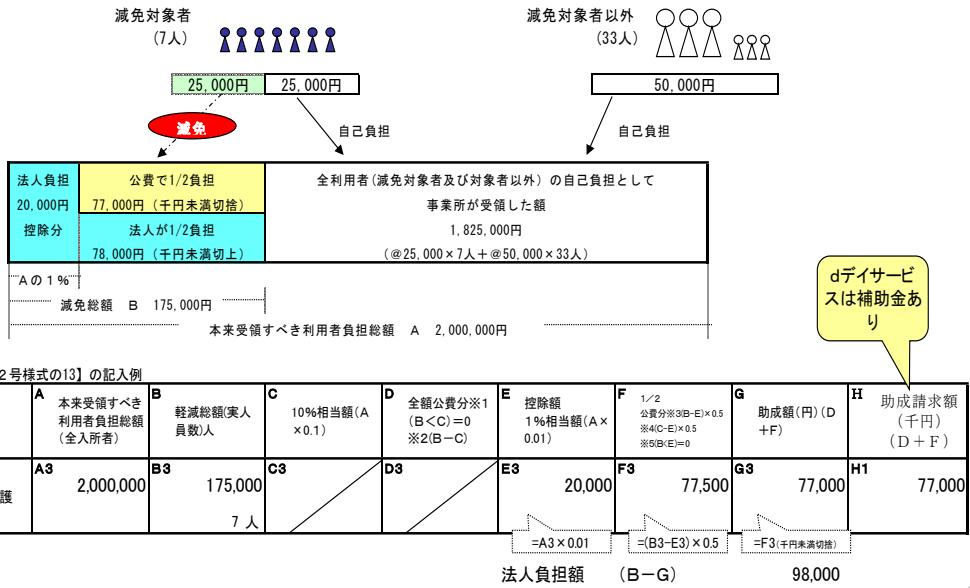
	A 本来受領すべき利用者負担総額(全入所者)	B 軽減額(実人員数)人	C 10%相当額(A×0.1)	D 全額公費分※1(B-C)=0※2(B-C)	E 控除額 1%相当額(A×0.01)	F 1/2公費分※3(B-E)×0.5※4(C-E)×0.5※5(B-E)=0	G 助成額(円)(D+F)	H 助成請求額(千円)(D+F)
介護福祉施設サービス(人数)	A3 50,000,000	B3 2,750,000 7人	C3 5,000,000	D3 0	E3 500,000	F3 1,125,000	G3 1,125,000	H1 1,125,000

=A3×0.01
=(B3-E3)×0.5
=F3(千円未満切捨)
法人負担額 (B-G) 1,625,000

★ 特養、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護以外の場合

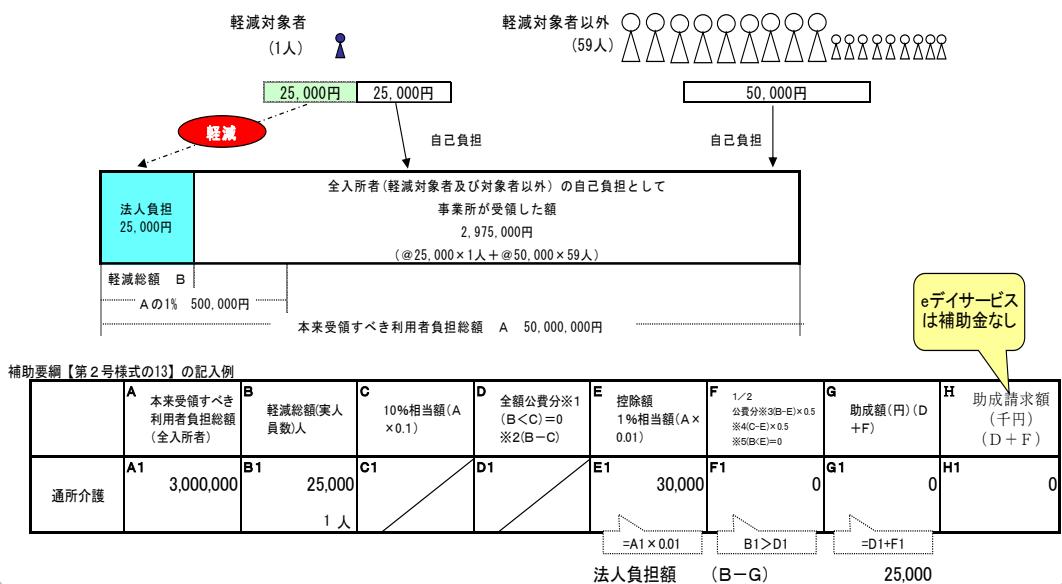
例3

- dデイサービスの利用者40人のうち7人が減免対象者
- 一人あたりの利用者負担（10%負担・食費の合計）が50,000円（軽減前）



例4

- eデイサービスの利用者60人のうち1人が軽減対象者
- 一人あたりの利用者負担（10%負担・食費の合計）が50,000円（軽減前）



※ 軽減実績が、本来受領すべき利用者負担総額の1%を超えない場合は補助金の対象となりません。